

生活福祉資金 教育支援資金 ご案内

低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等に修学するために必要な経費や入学に必要な経費の貸付を行います。

【貸付対象】

- ① 低所得世帯であること。(生活保護基準の1.7倍程度以内)
- ② 外国人の方は、次のいずれの条件にも該当することが必要です。
 - ・在留カードを所持されていること。
 - ・現在地に6ヶ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。

【貸付額、償還】

● 教育支援費

- ・ 学校に支払う授業料、施設設備費、教育充実費、実習費、PTA会費など
- ・ 教科書代、教材費など
- ・ 通学定期代など交通費
- ・ その他修学に必要なと認められる経費

● 就学支度費

- ・ 入学前に学校に納入が必要な費用(入学金、施設設備費など)
- ・ 制服、体操服、通学用かばん、教科書など入学時に購入が必要な経費
- ・ その他入学に際し必要な経費

貸付限度額	貸付利子	据置期間	償還期間
<p>● 教育支援費</p> <p>(高校) 月額 35,000円以内</p> <p>(高専) 月額 60,000円以内</p> <p>☆ (短大) 月額 60,000円以内</p> <p>(大学) 月額 65,000円以内</p> <p>⑨ ☆については生活困窮者自立支援事業等の利用が必要な世帯で、特に必要と認めた場合は、上記貸付限度額を1.5倍とする場合があります(詳細は窓口でお問い合わせください)</p>	無 利 子	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
● 就学支度費	500,000円以内		

- * 借入申込時に自立相談支援事業の利用が必須となる場合があります。
- * 滋賀県奨学資金を予約申請されている場合、入学前に納入する就学支度費のみ対象となります。
- * 最終償還期限をすぎると、年3.0%の延滞利子をいただきます。
- * 貸付には審査があります。申し込みどおりに貸付が決定するとは限りませんのでご注意ください。
また、審査内容(不承認理由)についてのお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

【申 込 者】

生計中心者と学校に修学する本人が連名で申込者になります。生計中心者が借受人の場合は、修学する本人が連帯借受人に、修学する本人が借受人の場合は、生計中心者が連帯借受人になっていただくことになります。

【連 帯 保 証 人】

必要に応じ連帯保証人を立てていただくことがあります。

【貸付金送金方法】

貸付を決定した後、借用書を提出していただきます。借用書受領後、借受人もしくは連帯借受人名義の口座に送金します。2回目以降は、9月と3月に在学を確認後、送金します。

【償 還 方 法】

口座引落によります（滋賀銀行・関西みらい銀行・ゆうちょ銀行）

【申 込 方 法】

資金の貸付を希望される場合は、必要書類①～⑥を添えてお住まいの市町社会福祉協議会にお申込みください。

なお、生活福祉資金は、民生委員の協力のもと運営している制度です。申込相談から償還完了まで地域の担当民生委員にかかわっていただきますので、担当民生委員にもご相談いただけます。

【必 要 書 類】

- ① 生活福祉資金（教育支援資金）借入申込書
 - ② 在学証明書、入学許可書、合格通知など修学を証明する書類（学生証不可）
 - ③ 申込金額の内訳が確認できるもの（入学案内、請求書、見積書等）
 - ④ 住民票（世帯全員分、発行されてから3ヶ月以内のもの、コピー不可）
 - ⑤ 顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード＜表面のみ＞等）
 - ⑥ 収入が確認できるもの（課税証明書、住民税決定通知書等）
- ※連帯保証人を立てた場合には、連帯保証人の住民票、身分証明書、収入が確認できる書類が必要です。

【問い合わせ先】

お住まいの市町社会福祉協議会 または
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（経営部門 修学・生活資金グループ）へ

TEL: 077-567-3903 FAX: 077-566-3611